



球磨村「地域おこし協力隊（災害復旧復興・被災者支援に関する業務）」募集要項

球磨村では、熊本県南部に位置し、村の中央を日本三大急流の球磨川が東西に流れています。球磨川の支流沿いには、小さな集落が点在しており、古くから豊富な水資源を利用して、棚田での米作りが行われてきました。また、村の 88%が山林、山岳地帯となっており、林業は地域住民の生業の一つです。一方で、人口減少に伴う少子高齢化や農林業分野等の後継者不足、地域の担い手不足など、過疎地域には避けられない課題が山積しています。

そこで本村では、地域外の人材を本村に積極的に招致し、その定住、定着を図るとともに、地域の活性化等を促進するため、次のような活動に取り組んでいただける「地域おこし協力隊」を募集します。

1. 活動内容

令和2年7月豪雨による被害者への支援や被災地の復旧・復興に関する活動（球磨村の被災者支援及び被災地の復旧・復興を更に進めるために、役場及び関係機関と連携しながら、隊員の特性を生かした活動を行っていただきます。）

【活動の例】

- 1.被災者の生活再建支援
- 2.被災地域の復旧・復興支援
- 3.被災企業の生業再建支援
- 4.各支援団体との連携した事業活動
- 5.地域交流イベントの開催
- 6.その他、目的達成に資する活動

2. 募集人員 1名（性別は問いません）

3. 募集対象

次のすべての要件に該当する方が対象となります。

- ①令和2年4月1日現在で20歳以上の方
- ②心身ともに健康で誠実に勤務ができる方
- ③三大都市圏をはじめとする都市地域（政令指定都市含む）に生活の拠点がある方で、球磨村に住民票を異動できる方
- ④球磨村に1年以上の滞在を予定する方
- ⑤地域の活性化に意欲があり、地域が抱える課題の解決に積極的に取り組むことができる方
- ⑥被災地復旧、復興に関心がある方
- ⑦ソーシャルビジネスやコミュニティビジネスに関心がある方
- ⑧普通自動車運転免許を所持し、実際に運転できる方
- ⑨一般的なパソコン操作ができる方
- ⑩地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方

4. 活動条件等

活動場所	球磨村全域
雇用形態	村との業務委託契約
雇用期間	任期は、契約の日から令和3年3月31日まで。 (次年度以降については、1年単位で最長3年間まで延長できます。) 隊員としてふさわしくないと判断した場合は、契約期間中であっても契約を取り消すことができるものとします。 (着任予定日はご相談に応じます。)
勤務時間等	原則、午前8時30分から午後5時15分(1日7時間45分以内) 月16日の勤務
報酬	月額200,000円(賞与なし)
保険	国民健康保険、国民年金等は個人で負担していただきます。 雇用保険、労災保険の加入はありません。
その他	車輛借上料、活動に要したガソリン代、パソコン、消耗品、研修費等の活動にかかる経費は予算の範囲内で支給します。 住居は村が用意するものに居住していただきます。なお、住居費は月額30,000円を上限として支給します。 通信運搬費は月額3,000円(定額)を支給します。

5. 応募期間

令和2年9月1日(火) から 令和2年9月18日(金) ※必着

※ただし、応募状況によっては応募期間途中で締め切る場合があります。

6. 応募手続き

次の申込書類に必要事項を記入し、下記の申込先まで提出してください。

①球磨村地域おこし協力隊隊員申込書 1部

②履歴書 1部

③活動目標レポート 1部

④住民票 1部

※①②③の各様式は球磨村ウェブサイトからダウンロードできます。

申込先	〒869-6401 熊本県球磨郡球磨村大字渡丙 1730 番地 球磨村役場 ふるさと創生課 企画調整係 行
-----	--

6. 選考方法・日程

第1次審査(書類選考)

書類審査のうえ、結果を応募者全員に通知します。

第2次審査(面接)

第1次審査合格者を対象に面接試験を実施します。



日時：令和2年9月下旬予定（※詳細は合格者に通知します。）

会場：球磨村役場

第2次審査会場までの交通費等の経費は、応募者の負担となります。

最終結果は、第2次審査終了後、全員に文書で通知します。

7. 問い合わせ

〒869-6401 熊本県球磨郡球磨村大字渡丙 1730 番地

球磨村役場 ふるさと創生課 企画調整係

TEL：0966-32-1114 FAX：0966-32-1230

E-mail：kikaku@kuma.kumamoto.jp